

日医発第 86 号 (医経)

令和 6 年 4 月 4 日

都道府県医師会

担当理事殿

公益社団法人 日本医師会

常任理事 宮川 政昭

(公印省略)

インボイス制度に関する周知等について

消費税のインボイス制度については、数次にわたりご案内しておりますが、改めて、厚生労働省、財務省、国税庁より「インボイス制度及び軽減税率制度に関する周知等について（協力依頼）」が発出され本会にも周知依頼がありましたので、ご連絡申し上げます。

今般、①金融機関で入出金サービスや振込サービスを利用した際の各種手数料に係るインボイスの保存方法、②クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法について、国税庁において「お問い合わせの多いご質問」が更新され、実務面に配慮した取扱いが示されています。

なお、別添の協力依頼に記載のある「軽減税率の対象となる給食の金額基準の改訂」は、医療法人の附帯業務等として有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅を運営する場合に關係する内容であり、病院、診療所、介護保険施設における食事（原則消費税非課税）は該当しませんのでご注意下さい。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに貴会管下の関係医療機関等への周知につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

インボイス制度及び軽減税率制度に関する周知等について（協力依頼）

（令和 6 年 4 月 2 日 厚生労働省・財務省・国税庁）

・国税庁「お問い合わせの多いご質問（令和 6 年 3 月版）」より

問㉓「金融機関の入出金手数料や振込手数料に係る適格請求書の保存方法」

問㉔「クレジットカードにより決済されるタクシーチケットに係る回収特例の適用」

・国税庁 動画「3 分でわかる 銀行振込手数料のインボイス対応」

令和6年4月2日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省
財務省
国税庁

インボイス制度及び軽減税率制度に関する周知等について（協力依頼）

平素から、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年10月から消費税のインボイス制度が開始され、貴団体においても制度に様々ご対応いただいているところと存じます。

今般、事業者団体等から国税当局に対し、①金融機関で入出金サービスや振込サービスを利用した際の各種手数料に係るインボイスの保存方法、②クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法について、実務を踏まえた取扱いの可否に関する照会が寄せられました。

これを受け、国税庁では「お問合せの多いご質問」を更新し、実務面に配慮した取扱いを示したところです。また、上記①については、動画形式での解説も公表するとともに、電子帳簿保存法（電子取引データ保存）に関する対応についても「電子帳簿保存法に関するお問合せの多いご質問（令和6年3月）」を更新してその取扱いを示したところです。

つきましては、貴団体及び傘下組織の各会員事業者やその取引先における対応を的確に進めていただく観点から、周知・広報にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、令和6年6月1日より、消費税の軽減税率の対象となる給食の一食当たりの金額基準が変更となることから、国税庁において、別添のとおりリーフレットを作成しています。こちらについても、会員の方々やその取引先に、有料老人ホームの設置者や運営者、各種学校の設置者、給食調理業者など、関係する事業者がいらっしゃる場合は、併せて周知いただけますと幸いです。

金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存方法

- お問合せの多いご質問 ※該当箇所は問②
- 動画「3分でわかる 銀行振込手数料のインボイス対応」
- 電子帳簿保存法に関するお問合せの多いご質問（令和6年3月）※該当箇所は電取追2-2

クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法

- お問合せの多いご質問 ※該当箇所は問②

軽減税率の対象となる給食の金額基準の改訂

- 令和6年6月～消費税の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変わります！（令和6年4月）

金融機関の振込手数料等に係るインボイスの保存方法

- ・ お問合せの多いご質問 ※該当箇所は問㉓
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>
- ・ 動画「3分でわかる 銀行振込手数料のインボイス対応」
<https://youtu.be/81RbYU3b7rE>
- ・ 【参考・電子帳簿保存法】お問合せの多いご質問（令和6年3月）※該当箇所は電取追2-2
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023011-017.pdf>

クレジットカード会社の発行するタクシーチケットに係るインボイスの保存方法

- ・ お問合せの多いご質問 ※該当箇所は問㉕
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf>

軽減税率の対象となる給食の金額基準の改訂

- ・ 令和6年6月～消費税の軽減税率の対象となる給食の金額基準が変わります（令和6年4月）
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0024003-094.pdf>

（金融機関の入出金手数料や振込手数料に係る適格請求書の保存方法）

問②③ 金融機関の窓口又はオンラインで決済を行った際の金融機関の入出金手数料や振込手数料について、仕入税額控除の適用を受けるために、何を保存すればよいでしょうか。

【答】

入出金手数料や振込手数料について仕入税額控除の適用を受けるには、原則として適格簡易請求書及び一定の事項が記載された帳簿の保存が必要となります^(注1)。

他方、金融機関における入出金や振込みが多頻度にわたるなどの事情により、全ての入出金手数料及び振込手数料に係る適格簡易請求書の保存が困難なときは、金融機関ごとに発行を受けた通帳や入出金明細等（個々の課税資産の譲渡等（入出金サービス・振込サービス）に係る取引年月日や対価の額が判明するものに限ります。）と、その金融機関における任意の一取引（一の入出金又は振込み）に係る適格簡易請求書を併せて保存する^(注2・3)ことで、仕入税額控除を行って差し支えありません。

また、基準期間における課税売上高が1億円以下であるなど一定規模以下の事業者については、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置（少額特例）も設けられていますので、上記のような対応は必要ありません（少額特例の詳細については、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問111](#)」をご参照ください。）。

（注）1 一般的に、金融機関の入出金サービスや振込サービスについては、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う事業に該当し、適格簡易請求書の交付対象になるものと解されます。また、金融機関のATMによるものである場合、3万円未満の物であれば、自動サービス機により行われる取引として、一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能です（詳細は、「[消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&Aの問47](#)」をご参照ください。）。

2 インターネットバンキングなど、オンラインで振込みを行った際の手数料等について、電磁的記録により適格簡易請求書が提供される場合には、当該電磁的記録をダウンロードする必要があります。ただし、同種の手数料等を繰り返し支払っているような場合において、当該手数料等の適格簡易請求書に係る電磁的記録が、インターネットバンキング上で隨時確認可能な状態であるなど一定の要件を満たすのであれば、必ずしも当該適格簡易請求書に係る電磁的記録をダウンロードせずとも、仕入税額控除の適用を受けることが可能です（適格簡易請求書に係る電磁的記録の取扱いについては「[多く寄せられるご質問の問18](#)」を、電子帳簿保存法の取扱いについては「[電子帳簿保存法一問一答](#)」の「[お問合せの多いご質問 電取追2-2](#)」をご参照ください。）。

3 金融機関が適格請求書発行事業者の登録を取りやめないことを前提に、一回のみ取得・保存することで差し支えありません。また、金融機関から各種手数

料に係るお知らせ（適格請求書発行者の氏名又は名称及び登録番号、適用税率、取引の内容が記載されたものに限ります。）を受領した場合には、当該一のお知らせを保存することで適格簡易請求書の保存に代えることが可能です。

(クレジットカードにより決済されるタクシーチケットに係る回収特例の適用)

問②5 当社は、クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットを利用しています。こうしたタクシーチケットは、タクシー事業者等が発行しているものとは異なり、クレジットカード利用明細書しか送られてこず、また、タクシーチケット自体取引先等に手交していることから、タクシーを利用した際に交付を受ける適格簡易請求書の保存をすることもできません。この場合、当社は仕入税額控除の適用を受けるためにどうすべきでしょうか。

【答】

クレジットカード会社が発行しているタクシーチケットにつき、その使用された金額について仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、その使用に当たってタクシー事業者（当該タクシー事業者に係る事業者団体など、個々の契約等により当該タクシー利用に係る課税売上げを計上すべきこととされている者を含みます。以下同じです。）から受領した適格簡易請求書の保存が必要となります。

しかしながら、ご質問のようにタクシーチケットは取引先等に手交されることも多いことを踏まえれば、適格簡易請求書の保存が困難といった事情があると考えられます。そのため、受領したクレジットカード利用明細書及び以下の資料に記載された内容等に基づき、利用されたタクシー事業者が適格請求書発行事業者であることが確認できる場合には、適格簡易請求書の記載事項（取引年月日を除きます。）が記載されている証票が使用の際に回収される取引として、帳簿のみの保存により仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えありません（回収特例）。

- 利用されたタクシー事業者のホームページ
- クレジットカード会社のホームページ等に掲載されている利用可能タクシー一覧

なお、適格請求書発行事業者以外のタクシー事業者の利用であったことが確認された場合には、当該タクシー利用時に受領した領収書（未収書等）や、別途当該タクシー事業者から発行を受けた書類など、区分記載請求書の記載事項を満たした書類及び一定の事項を記載した帳簿の保存があれば、仕入税額相当額の一定割合（80%、50%）を仕入税額とみなして控除できる経過措置の適用を受けることができます。

動画「3分でわかる銀行振込手数料のインボイス対応」(国税庁動画チャンネル)

<https://www.youtube.com/watch?v=81RbYU3b7rE>

The screenshot shows a YouTube video player interface. At the top left is a progress bar with the number '1.00' and a yellow speech bubble containing the text 'ちょい'. The main title of the video is '3分でわかる 銀行振込手数料 のインボイス対応' (Understand bank transfer fees in 3 minutes: Invoice presentation). Below the title is the logo of the '国税庁' (Ministry of Internal Affairs and Communications). The video player has standard controls like play, pause, volume, and a progress bar showing '0.02 / 3:17'. Below the player, the video title is repeated: '3分でわかる 銀行振込手数料のインボイス対応'. To the left of the title is a channel icon for '国税庁動画チャンネル' with the text 'チャンネル登録' (Subscribe) and '1.2万回視聴 13日前 消費税 インボイス制度特集'. To the right are buttons for '高評価' (Like), '共有' (Share), and more options. Below the video title, there are two recommended videos: '3分でわかる インボイスETC対応' (3 minutes to understand ETC invoice presentation) and '3分でわかる インボイス立替金精算' (3 minutes to understand invoice substitution cash reconciliation). Both recommendations are from the same channel and show similar thumbnail images.

【参考】リンク集

1. インボイス制度の全般に関する基本的事項

- ・国税庁オンライン説明会（動画）

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_setsumeikai.htm

- ・「適格請求書等保存方式の概要—インボイス制度の理解のために—」国税庁

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

- ・「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の手引き」国税庁

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_about.htm

2. インボイス制度への医療機関の対応について

- ・消費税インボイス制度に関する補助資料「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入と医療機関の対応」の改訂について（日本医師会、令和5年11月20日付日医発第1460号）

https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/report/zeisei/2023ik_1460.pdf

- ・インボイス（適格請求書等）書式例

税込単価の場合 https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/report/zeisei/invoice_zeikomi.xlsx

税抜単価の場合 https://www.med.or.jp/dl-med/doctor/report/zeisei/invoice_zeinuki.xlsx

- ・日本医師会定例会見（令和5年9月6日）「消費税インボイス制度への対応について」<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/011313.html>

- ・医師会における自治体等の健診等委託事業に係る消費税インボイス制度の適用関係について（日本医師会、令和5年8月31日付日医発第1001号）

<https://www.med.or.jp/doctor/zei/zeikanren/001192.html#ANC02>

- ・日医ニュース（令和3年12月5日）「医療問題Q&A 消費税のインボイス制度」<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/010363.html>

3. 免税事業者に対するインボイス登録の要請や価格等取引条件の見直しに関する独占禁止法上の留意点等

- ・公正取引委員会ホームページ「インボイス制度関連コーナー」

- ・免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A 他

<https://www.jftc.go.jp/invoice/index.html>